

平成 2 7 年度

第 2 8 回 地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会

とき 平成 2 7 年 1 0 月 2 8 日 (水)

午後 1 : 2 4 ~ 2 : 2 9

ところ 三宮研修センター 6 0 5 会議室

神戸市保健福祉局健康部地域医療課

開会 午後 1 時 2 4 分

○事務局

定刻前でございますが、皆様お揃いでございますので、ただいまより、評価委員会を始めさせていただきたいと思えます。

本日は、委員の先生方におかれましては、本当にお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず、会議の成立についてですが、本日、御出席の委員が 6 名で、委員総数の 8 名の過半数に達しており、成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、今年の 10 月 1 日付で神戸市立医療センター中央市民病院院長が替わりましたので、ご挨拶させていただきます。

(中央市民病院長 挨拶)

○事務局

また今回、オブザーバーといたしまして、一般財団法人神戸市地域医療振興財団西神戸医療センターの幹部職員にも御出席をいただいておりますので、御紹介いたします。

(西神戸医療センター職員 挨拶)

○事務局

以上、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、開会に当たりまして、保健福祉局長より一言御挨拶させていただきます。

○局長

本日は、本当にお忙しい中、評価委員の皆様には御出席を賜りまして、ありがとうございます。

去る 7 月 15 日の評価委員会におきまして、西神戸医療センターを神戸市民病院機構に移管することについて、御報告をさせていただきました。それに伴い、

市民病院機構の中期目標が変更になりますので、地方独立行政法人法に基づき、評価委員会での御審議が必要になりますので、お集まりいただきました。

西神戸医療センターにつきましては、平成6年の8月に開設されましたが、当時は病床規制によって、公的病院の開設が許可されなかったこと等もあり、財団法人を設立することによって、病院運営を行ってまいりました。平成7年1月の阪神淡路大震災時には、西市民病院は倒壊、中央市民病院は院内の損傷もございまして、市民病院が十分な医療機能を発揮できない中、震災の直前に開設された西神戸医療センターが、多くの被災市民の命を救い、大きな役割を果たしました。

その後も、須磨区、垂水区、西区の神戸西地域の中核病院としての役割を果たしております。

一方で、開設当時から市立玉津病院の結核病床を移してきているということもありまして、現在でも神戸市内唯一の結核病床を持つ病院として、結核医療の中心的な役割を果たしている病院でございます。

前にも御説明いたしましたが、西神戸医療センターについては、21年間、財団による運営をいただいたところでございますが、平成26年4月に地方税法の改正が行われ、移行型の地方独立行政法人が新規に事業を行った場合、非課税だった地方税が課税扱いとなるという問題が解消されました。それを受けまして、神戸市といたしましては、一般財団法人の神戸市地域医療振興財団の事業を市民病院機構に移行し、併せて、西神戸医療センターの運営を中央市民病院と西市民病院の両病院と一体的に行うことによって、市民病院として国の支援を受けながら、西神戸医療センターを将来にわたって安定的に支援できるということから、平成29年4月を目途に、移管する方針を決定したところでございます。

本日御議論いただく中期目標は、移管後の西神戸医療センター、さらには中央市民病院、西市民病院のあり方を示す大変重要な道しるべになると考えております。どうか委員の先生方におかれましては、御専門の立場から、忌憚のない御意

見を賜りたいと思っております。

今年度につきましては、数多く評価委員会を開催させていただくことになり、委員の先生方には御苦勞をおかけいたしますが、引き続きお力添えのほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○事務局

それでは審議に入ります前に、お手元の会議資料を御確認いただきたいと思ひます。

まず、委員名簿、事務局等の名簿、座席表、根拠法令でございます。

次に、

資料1が神戸市民病院機構第2期中期目標の変更について概要をまとめたもの

資料2が第2期中期目標の変更（案）

資料3が現行の第2期中期目標

資料4が第2期中期目標本文変更内容の比較表

資料5が今後の評価委員会の開催について

参考資料といたしまして神戸市民病院群の概要、

本日の当日配付資料といたしまして資料1西神戸医療センターの経営状況

資料2西神戸医療センターの財務諸表

資料3欠席委員の意見でございます。

資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、以降の議事進行につきまして、委員長お願いいたします。

○委員長

冒頭で事務局からも説明がありましたが、中期目標を変更する場合には、議会での議決に先立ちまして、評価委員会において意見を聴取することが地方独立行政法人法で定められております。委員会としての中期目標の変更に関する意見を本日と次の評価委員会の2回でとりまとめていきたいと思ひますので、皆様御協

力をどうぞよろしくお願いたします。

それでは、議事を進行させていただきますが、その前に西神戸医療センターからオブザーバーとして参加いただいておりますので、西神戸医療センターの経営状況について、御説明をお願いいたします。

○西神戸医療センター

当院の経営状況につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

西神戸医療センターにつきましては、神戸市保健福祉局長から御説明しました通り、平成6年当時の病床規制の関係により、市立ではなく財団法人として設置され、今年で開院より21年目を迎えた、神戸西地域の中核病院でございます。

一般病床425床に加え、市内では唯一である結核病床50床と合わせて、合計475床の中規模病院でございます。神戸西地域のみならず隣接する明石市、三木市等も含め、入院外来合わせて年間延べ約53万人に医療を提供している状況でございます。

それでは、お手元にお配りしております、当日配付資料の「西神戸医療センターの経営状況」を御覧ください。

西神戸医療センターでは、平成6年8月の開院以来、西神戸医療センター経営計画を策定し、医療機能の充実、地域医療機関との連携の推進、財務の健全化に取り組んでまいりました。現在は、平成26年度から30年度までの計画期間とする第5次経営計画に基づき、運営を行っているところであり、今後の中期計画等の策定に当たっては、この経営計画をベースにして調整を行っております。

当院の状況としましては、平成23年10月に兵庫県の許可を得て、100床あった結核病床のうち50床を廃止するとともに、平成25年3月には入院患者の増加に対応し、がん医療や救急医療等の医療機能を強化するため、一般病床25床の増床許可を受けております。

以下、主な取り組みについて、御説明いたします。

地域医療機関との連携としましては、当院は開院の目的を地域医療のシステム化としています。これまでも医師会・歯科医師会と連携した協議会の開催や合同カンファレンスを共催し、病診・病病連携、患者紹介・逆紹介に努めてまいり、その結果、平成25年11月には、地域医療支援病院の名称承認をいただいております。

また、平成26年度より神戸西地域の3区のみならず、神戸市全区及び明石市、三木市の医療機関にも連携を拡大しているところでございます。

医療機能の充実としましては、逼迫する手術需要に対応し、救急医療体制を強化するために増築棟建設を行い、平成26年5月には25床増床に伴って、10階東病棟を呼吸器センターとしてオープンし、同年6月には手術室2室を増室し、8室体制となっております。

また、お断りしない救急医療を進めた結果、平成26年度には救急車受け入れ件数が、第5次経営計画で目標とする年間3,000件を超えております。

がん診療につきましては、平成23年に県指定のがん診療連携拠点病院となっておりますが、さらに充実を図り、平成25年3月には院内にがん総合診療部を設置したほか、より低侵襲ながん治療を進めるため、平成26年9月には内視鏡下手術支援ロボットの「ダヴィンチ」を導入しております。

平成27年4月には国指定の地域がん診療連携拠点病院の指定を受けるとともに、化学療法センターを11床から20床に増床しております。さらに、がん患者のための患者ライブラリー設置、がん相談支援センターの相談枠拡大を行い、より一層のがん診療の充実強化を行っております。

また、小児医療につきましては、平成26年12月から小児科医師の充足に伴い、水曜日の小児科救急外来診療を再開するとともに、2次救急小児科輪番への参加を拡充したところでございます。

そのほか、経営面におきましては、収入の確保や経費削減に努めてまいりまし

たが、増築棟の建設や電子カルテ・最新の医療機器の導入等により、一時的に資金収支が厳しい状況でございます。

今後は、これらの投資の効果を最大限に生かし、病床利用率の向上及び手術件数の増加を図るとともに、職員一人一人が経営感覚やコスト意識を高め、経費削減等に総力を挙げて取り組むことで、財務の健全化に努めてまいります。

なお、当院の第5次経営計画につきましては、別紙を御参照ください。

経営統合に当たりましては、地域の医療機関等から現在の医療サービスの質と水準の維持向上、すなわち神戸西地域の中核病院としての役割を強く望まれています。市民病院機構への移管を機に、さらなる診療機能の向上を図ることができるよう努めてまいりますので、よろしく御指導をお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、議題に移らせていただきますので、事務局から中期目標の変更につきまして、御説明をお願いいたします。

○事務局

西神戸医療センターの運営移管に伴う、神戸市民病院機構の第2期中期目標の変更につきまして、説明させていただきます。よろしく申し上げます。

資料1～4が関係資料でございます。このうち、主な変更点をお示ししました資料1と、変更案と現行の目標を新旧対照表にしました資料4に沿って、御説明させていただきます。資料1を御覧ください。

1の概要ですが、西神戸医療センターが、平成29年4月1日を目途に神戸市民病院機構に移管することを受け、第2期中期目標に、西神戸医療センターとそれに関連する記述を追加するとともに、その後の制度の新設や改正に対応するものです。

2の主な変更点ですが、まず、西神戸医療センターに関する記述の追加としま

して、①前文に、平成29年4月を目途として市民病院機構へ移管する旨を明記するとともに、それぞれの病院の位置づけを明確にする。②同一項目となっている「災害医療及び感染症医療」について、「結核・感染症医療」と「災害医療」の項目に別立てし、それぞれの位置づけと役割を明確にするとともに、「結核・感染症医療」の項目に、西神戸医療センターにおける結核医療の記述を追加する。この2点を挙げています。

また、制度の新設や改正への対応としまして、①前文に地域医療構想に関する記述及び地域包括ケアに関する記述を追加する。②災害医療に神戸市災害対応病院指定の記述を追加する。③人材育成の後期研修医を専攻医と変更する。この3点を挙げております。

3の今後の進め方につきましては、後ほど今後の予定のところ、詳しく御説明させていただきます。

続いて本文を御説明させていただきますので、資料4を御覧ください。

前文については、当初は第1期からの経緯を詳しく記載しておりましたが、それらは省略し、西神戸医療センターについて、平成29年4月を目途として市民病院機構へ移管する旨を明記するとともに、それぞれの病院の位置づけを明確にしています。

関係部分を中心に読ませていただきますと、地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）は、市民の生命と健康を守るという基本理念の下、神戸市立医療センター中央市民病院（以下「中央市民病院」という。）及び神戸市立医療センター西市民病院（以下「西市民病院」という。）を運営してきた。この度、平成29年4月を目途として、一般財団法人神戸市地域医療振興財団の事業を市民病院機構へ移管し、神戸市立西神戸医療センター（以下「西神戸医療センター」という。）として公立病院に位置付け、市民病院機構が、中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センター（以下これらを「市民病院」という。）

を一体的に運営することによって、病院間の連携を強化し、より効率的に市民に対して適切な医療を提供していく。

これらのことを踏まえ、中央市民病院は市全域の基幹病院として、西市民病院は市街地西部（兵庫区・長田区・須磨区）の中核病院として、西神戸医療センターは神戸西地域（須磨区・垂水区・西区）の中核病院として、それぞれ「市民のための病院」として市民の信頼を高めることとし、本市の医療政策として担うべきである救急医療及び感染症医療、市内の他の医療機関では対応が困難な高度医療並びに不足している専門医療など（以下これらを「政策的医療」という。）を行い、公的役割を果たしていくこととする。そのため、地域の医療機関等との連携を強化し、市民及び患者のニーズに応じたサービスを提供するとともに、職員の人材育成にも努め、活気があふれ職員が働きやすくやりがいを持てる環境を整備する、としています。

また、経営の面では、これまでの効率的な病院運営を踏まえ、西神戸医療センターも含めて、全ての職員が目標を共有し、協力して、達成するための仕組みを確立するとともに、社会情勢や医療を取り巻く様々な環境の変化に対応しつつ、市民のニーズ等を踏まえた投資については計画的に実施するなど長期的視点に立った質の高い経営を行う。また、今後、策定が予定されている地域医療構想の内容も見据えるとともに、市が進める地域包括ケアシステム（高齢者自らが住み慣れた地域でなじみの人とのつながりを大切にしながら安心して生活を続け、及び自らのニーズに応じた住宅に居住することを基本とした上で、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するために、高齢者に対して医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスを日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制）の構築について、西神戸医療センターにおいて行っている地域の医療機関との連携を活かして寄与していく。

これらのことにより、引き続き、市民及び患者に対して質の高い医療を提供す

るための体制を堅持し、市民病院としての使命を果たすことを求めるため、ここに市長が市民病院機構に示す基本的な方針である第2期中期目標を変更する、としています。

その下、救急医療の項目では、西神戸医療センターを追加しまして、西市民病院とともに、年間を通じて24時間体制で救急医療の提供に努めること、としています。

その下ですが、現行は右側の(3)災害医療及び感染症医療その他の緊急時における医療ですが、これを(3)結核・感染症医療と(4)災害医療その他の緊急時における医療とに分けまして、(3)結核・感染症医療の項目に西神戸医療センターは、市内唯一の結核病棟を有する総合病院として、結核医療における中核的機能の維持に努めること、との記述を追加しております。また、(4)災害医療その他の緊急時における医療の項目には、中央市民病院は災害拠点病院として、西市民病院、西神戸医療センターは神戸市災害対応病院として、それぞれの役割を果たすこと、との記述を追加し、災害時におけるそれぞれの役割を明記しています。

なお、第2期中期目標は、病院ごとに目標を定めるのではなく、医療の項目・内容ごとに目標を定めておりますので、個々の項目すべてに西神戸医療センターが上がってくるわけではありません。ただ、この中期目標を踏まえて、機構が作成する中期計画では、個々の項目ごとに西神戸医療センターの取り組みが上がってまいりますので、その段階で御議論いただきたいと思います。

その下、(3)人材育成等における地域貢献の項目では、機構の制度変更に伴い、後期研修医を専攻医と改めております。

なお、その下、2市関連病院との連携の項目では、西神戸医療センターとは一体になるということで、削除しております。

資料2に変更案の全体を、資料3に現行の全体を御用意しておりますので、後ほどごらんください。また、参考としまして市民病院群3病院の概要と主要指標を

まとめた資料と、パンフレットも添付しておりますので、後ほど御参照ください。

続きまして、一般財団法人神戸市地域医療振興財団が運営しています西神戸医療センターの財務諸表について御説明いたします。

当日配布資料 2 の 1 ページをお開きください。

平成26年度と平成25年度の病院事業会計の損益計算書を対比して掲載しています。

同財団は、病院事業会計以外に地域連携事業に関する地域医療システム事業会計及び評議員会開催等の法人管理に関する法人会計の3会計を有しておりますが、主に病院事業会計からの繰出金により運営されており、事業規模が病院事業会計に比べて僅少になっておりますので、今回は病院事業会計に限って御説明させていただきます。平成26年度の欄を御覧ください。なお、金額につきましては、1万円未満を切り捨てて説明させていただきます

まずⅠ収益の部ですが、Ⅰ医業収益の134億1,441万円は、入院収益、外来収益、室料差額及び文書料等のその他医業収益の合計でございます。

手術数増加等により入院収益が8,060万円増加するとともに、外来化学療法の薬剤料収益の増加等により外来収益が1億6,842万円増加いたしました。

Ⅱ医業外収益の11億4,589万円は、救急医療・結核医療等の不採算医療や高度医療機器購入に対する神戸市からの補助金収入及び外来駐車場収入や職員住宅使用料等のその他医業外収益の合計でございます。補助金収入につきましては、平成25年度に国の緊急経済対策交付金約1億5,000万円を受け医療機器を追加整備していますので、平成26年度の補助金収入は同交付金相当額である1億4,824万円減少しております。

Ⅲ繰入金収入822万円は、人事異動に伴い該当職員の賞与引当金及び退職給付引当金を他会計と振り替えたものでございます。

続きまして、Ⅱ費用の部ですが、Ⅰ医業費用の143億4,743万円は、職員の給与

費、医薬品等の材料費、その他病院運営に要する光熱水費や委託等の経費、学術研究のための研修費の合計でございます。

手術室の増室や一般病床の増床に伴い職員数を増やしたことなどから、給与費は3億8,544万円増加しております。材料費については、化学療法に伴う注射薬剤の購入費の増加等により1億7,122万円増加しております。また、経費については、増築・増床に伴う医事事務委託料の増加、職員数増に伴う職員住宅借上げ料の増加等により1億8,251万円増加しております。

2 医業外費用の2,822万円は、リース利息、消費税の支払い、その他カード手数料等の経費でございます。

3 他会計への繰入金支出の4,768万円は、地域医療システム事業会計及び法人会計への繰入金支出でございます。

4 減価償却費の4億3,893万円、5 リース資産減価償却費の2億5,970万円、6 開発費等繰延償却額の1,984万円は、それぞれ医療機器及び電子カルテ等のリース資産、システム改修等を行った開発費等の償却費でございます。

平成25年度に国の緊急経済対策交付金により医療機器を追加整備したことなどから、4 減価償却費は5,423万円増加しております。

7 長期前払費用償却額9,745万円は、神戸市が実施する病院建物の保全工事や整備工事について、神戸市地域医療振興財団が本市に納付する工事負担金の償却額でございます。手術室の増室を含む増築棟工事の実施により償却額が2,827万円増加しております。

8 除却損失834万円は医療機器等の固定資産を廃棄したことによるものでございます。

以上により、平成26年度の当期純損失は、6億7,909万円となり、前期繰越金とあわせた当期末処理金は表の最下段にございますとおり、30億2,694万円となっております。

なお、2ページに平成26年度と平成25年度の貸借対照表を掲載しております。後ほど御参照ください。

以上、西神戸医療センターの財務状況について御説明いたしました。

次に、欠席委員の意見について御紹介いたします。当日配布資料3を読み上げさせていただきます。

- ・市民病院機構に新たに移管されることになった西神戸医療センターについては、地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院の指定を受け、逆紹介率126.2%という割合を見ても地域の中核病院として病病連携、病診連携がしっかりと行われていると感じます。また数少ない結核病床を持つ病院としても、貴重な存在であると思います。
- ・今年から地域医療構想が始まっているということを受け、次回の目標や計画は、5年後、10年後の人口動態やそれに伴う医療需要の変化などを踏まえて、より具体的に策定する必要があると考えます。
- ・西神戸医療センターの移管を受けて、中期目標で「結核・感染症」を一つにまとめ、災害医療と分けたことで計画もより明確に示せるものと考えます。
- ・後期研修医を「専攻医」と表現を変えることに異論はございませんが、その理由として患者からの苦情の中に「研修医に手術をさせるのか」といった内容があるためというのも一つと伺いました。研修医であっても、国家資格を得て医療行為を行える立場なのですから、そこは患者側の理解を得るための説明の努力を正面からすべきではないかと思います。また、初期研修医は何をどこまですることになっていて、指導体制はどうなっているのか、専攻医とはどのような立場で、何を目指しているのかなど、患者側の理解を得られるように積極的に伝える前向きな姿勢がむしろ必要ではないかと思います。

私からの説明は、以上です。よろしく願いいたします。

○委員長

事務局から中期目標変更（案）につきまして説明を受けましたので、ただいまから意見交換に入りたいと思います。どなたからでも御質問、御意見、何でも結構でございます。よろしくお願いいたします。

○委員

それでは、比較表、資料4でございますが、今後、中核病院としての西市民病院と西神戸医療センターがどのような役割を果たしていくのかということをお聞きいたします。特に、地域包括ケアシステムがこれから始動していく中で、どのような役割を求めるのかということをお聞きしたいです。また、地域の医療機関等との連携という言葉が前文の2段落目中ごろに出てきております。当然大事なことでありますが、その「等」の中には、福祉との連携も含まれていますか。まだ少し早いかもしれませんが、今後、保健・医療・福祉等の連携がより大事になってまいりますから、従来の病病連携・病診連携だけでなく、福祉との連携も考えていく必要がありますので、福祉との連携について、言葉を入れるべきかと思っております。地域包括ケアシステムが推進される中で、中核病院として、今後とも進めていくのか、あるいは行わないのかによって、考え方が変わってくると思いますが、見解をお願いします。

○委員長

保健福祉局長をお願いします。

○局長

地域医療構想につきましては、都道府県ごとに策定いたします。神戸市としては、神戸市圏域として、兵庫県に提出する意見を取りまとめるために、地域医療構想有識者会議を開催し、議論を始めております。また、地域包括ケアシステムにつきましても、神戸市では、基本的には区単位で地域包括ケアシステムを調整していく方向で議論を進めております。その中で、医療と介護との連携システムを構築している最中でございますので、今のところはこれぐらいの表現に留めて

おります。

○事務局

追加で御説明させていただきます。先程は、今回の変更があった箇所を中心に御説明させていただきましたが、現行の中期目標の6ページを見ていただきますと、地域医療連携の推進の項目がございまして、その(2)で在宅医療の支援及び在宅医療との連携の強化、この項目に、それぞれの機能の役割に応じて地域包括ケアシステムに取り組むと書いてございます。その文末に、本市と協力し、医療、保健及び福祉との連携を図ると、福祉との記述も明記しておりますので、補足させていただきます。

○委員長

はい、ありがとうございます。ほかにありますか。

○委員

形式的なことになりますが、1つ申し上げておきたいと思います。

今回のこの目標の改定について異議はありませんが、この移管方針が決定に至ったプロセスについて伺いたいです。設立時の病床規制による経緯や税制改正の話、そして今回、事業移管を行うことになった訳ですが、法人格が違う組織が一つになるという観点から見ましたら、M&Aと同じように考えるべきだと思ふ点がございます。

神戸市当局が、今回の移管について、全体を統括して検討されたのだと思いますが、独立行政法人としての市民病院機構は、一般財団法人が設立した病院をある意味、吸収合併すると見ることができますので、民間企業同士のM&Aに類するように考えられます。民間企業でしたら必ず、お互いのメリット・デメリットについて考察し、特に財務的な面でのデューデリジェンス等のリスク分析を行い、最終的に合併比率等を分析して、色々と決められていくと思います。

そこで、今回特に私がお聞きしたいのは、市民病院は地方独立行政法人化して

いますので、市民病院機構として、西神戸医療センターが移管される意思決定を、
どういった手続を踏まれて決定したのかということです。例えば、市民病院機構
の顧問として、公認会計士や理事がいると思いますので、市の方針が出たからと
いうことではなく、主体性を持って判断をし、条件面等についても交渉を行って
いくということであれば、神戸市から独立した団体として疑問が残ります。

実際は、この移管事業については何の問題もなく、むしろ全体としては、より
よい医療が市民に提供されることになるのだと理解していますし、十分に成果も
期待できるものだと思っておりますが、意思決定のプロセスの際に、どの程度
細やかな検討を行ったのかという一点について、確認しておきたいと思えます。

○委員長

はい、どうもありがとうございます。それでは、市民病院機構から願います。

○神戸市民病院機構

今回、市民病院機構に西神戸医療センターあるいは地域医療振興財団事業が移
管されるということについては、神戸市から指示があったものでございましたが、
当然、機構といたしましても、これまで毎月開催してございます常任理事会や、
機構の監事として会計士、あるいは弁護士も入って、年4回開催している理事会
の中で、さまざまな議論を重ねてまいりました。

特に中央市民病院、西市民病院に西神戸医療センターが追加され、市民病院機
構として3病院を一体的に運営することで、より一層病院間の連携が強化される
ということ。あるいは財政面でもメリットが非常に大きいだろうということで、
最終的には今年の6月30日の理事会において、移管を進める方針を決定したとこ
ろでございます。

○委員

追加で質問させてください。

○委員長

はい、どうぞ、お願いします。

○委員

通常、これだけの規模の病院を事業移管するとなれば、必ずリスク要因の一つや二つはあるものですが、受け入れる側の機構としては、リスク要因はほとんど無いという認識でしょうか。メリットばかりというのは、少し疑問があるところですが、それについてはどうでしょうか。市というのは、公共の主体ですから、その方針に従うということについては、異論はありませんが、受け入れる側の機構にとって、メリット、デメリットを考えて、人・モノ・金という経営資源の目で見たとときに、リスク要因が本当に無いのかということです。リスクが無い話は世の中にありませんので、リスクはあってもいいと思います。ただ、リスクを認識した上で、プロセスを経て、決定を行って、リスクマネジメントを行って、いい成果を残すというのが、一般的だと思います。本日のここまでの説明は、メリットに偏った内容という感じがしましたので、意見を申し上げました。

○委員長

それでは、機構よりお願いいたします。

○神戸市民病院機構

今回、移管の是非について議論を進める中で、メリットのお話以外にも課題を挙げて御議論させていただいてございます。特に3病院一緒に運営することで、一体化を図る業務が、法人本部を中心に増えることが予想されること。また、移管後には医療職の交流が活性化されるというメリットもある反面、それ以上に医療職の採用あるいは確保が難しくなること。機構と地域医療振興財団では、これまでの設立と運営の経緯や歴史が違いますので、給与・人事等の面で、制度上の相違点がございます。現在も、個々に調整してございますが、課題を挙げながら議論をさせていただいています。

○局長

メリット等について、追加説明させていただきますが、不採算医療や医療機器の整備等への補助につきましても、西神戸医療センターについては、総務省が定める繰出し基準に沿って補助しております、しかし、市立病院ではないため、交付税が2分の1措置されないため、かなり厳しい査定を行った上で補助しております。よって、国からの補助という意味では、機構に移管されることで、財政的には格段に有利になることをメリットとして付け加えさせていただきます。また、移管におけるリスクにつきましては、西神戸医療センターの建物は、市の財産でございまして、当局としましては、機構に承継するという前提で考えておりますが、正式には決まっておられませんことも付け加えさせていただきます。

○委員長

ほかにありますでしょうか。お願いします。

○委員

もう少し具体的に、大きく3点、確認させていただきたいです。今、回答いただけてなくても、次回の委員会までに、整理いただくということでも構いません。

1つは、地域医療振興財団の病院を引き継ぐということですが、それによって、地域医療振興財団は解散されるということですよ。神戸市の外郭団体としての財団は、病院の運営以外にも様々な事業を営んでいるはずで、例えば地域医療に関する調査や、カンファレンス、研修会等を行っていると思います。私が、本委員会とは別で担当している外部団体の経営評価に関する委員会の資料には、そういった事業を財団が行っているとの記載がありました。

今回の移管では、そういった病院以外の事業は、移管の対象ではなく、あくまでも病院事業の部分のみ、市民病院機構に引き継ぐのかということを確認させていただきたいというのが一つです。

病院以外の事業も引き継ぐということであれば、市民病院機構の業務やコスト

の増加について、一定考慮するべきではないか、ということが確認の理由です。

二つ目は、先ほど給与や人事等の面で、制度上の相違点があるとの説明がありました。ガバナンス構造においても、財団の場合は評議員会を開催して、運営に関する重要事項や地域医療の課題について等、評議員である地元医師会や関係者から意見を聴取して、直接取り入れているところだと思います。そういった意味では、この財団法人という形態は一定機能しているということだと思いますので、機構に移管された際に、先述の地元の意見を聴取できる良い面が維持できるのか、どのように、今後、地元の意見を聴取していくのかということが課題になると思われましたので、その点も確認させてください。

それから、財務面について、財務諸表を説明いただきましたが、細かく3点御説明いただければと思います。

1つ目に、病院の運営費負担金について、機構は繰出基準に基づいていますが、財団は市から補助金という形で受けていると思います。今後、機構に移管された場合、その市からの補助金が増えるのか減るのかということをお次回以降に確認させていただきたいと思います。

2つ目に、恐らく市の派遣職員が相当数おられると思いますが、移管後は財務諸表の人件費について変化が出ると思いますので、その点についても移管後の財政状態や経営状態を予測し検討する上では、確認させていただきたいと思います。

最後に減価償却費について、先ほどデューデリジェンスの話がありましたが、現在、財団が所有する医療機器の老朽化が進んでいるのであれば、機構としては、移管後の設備投資負担がかなり増えるということをお認識する必要があります。また、移管を前提に、財団が積極的な投資を控えているということであれば、機構の負担が増えるという懸念もあるので、中期的な医療機器や修繕等の支出について、計画策定されるときに検討させていただきたいと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。

では、答えられる範囲内でお願いいたします。

○神戸市民病院機構

1つ目の御質問、財団が行う病院以外の事業につきまして、御説明させていただきます。財団が行う病院以外の事業としまして、公益事業、特に地域医療連携システムにつきまして、調査研究あるいはシステム化を推進するために、啓発・研究・研修を実施されていると聞いてございます。

これは地域の医療資源の有効活用を図るとともに、市民が必要なときに必要な医療を受けることのできるシステムということで、西神戸医療センターを核に、須磨区・垂水区・西区の診療所、あるいは病院と連携体制を築くため、オープンカンファレンスあるいは連絡協議会を開催してございます。

それによって、地域医療機関との顔の見える連携が可能となり、患者の紹介あるいは逆紹介も推進するという事業であり、西神戸医療センターの基盤を支えている事業の一つであると思います。

この事業につきましては、各区の医師会等からも引き続き行ってほしいという要望を強くいただいておりますので、市民病院機構へ移管した後も、引き続き病院事業に附随する事業として、継続して取り組む方向で考えてございます。

また、機構においても、地域医療機関と連携を進めておりますが、特に西神戸医療センターについては、機構以上に地域医療機関との連携が進んでおりますので、その取り組みを参考にして、中央市民病院や西市民病院においてもさらに連携を進めて行きたいと考えてございます。

○委員

確認ですが、地域医療振興財団が行っている病院事業以外の地域医療連携に関する事業も、機構として引き継ぐという理解でよろしいですか。

○神戸市民病院機構

病院事業と地域医療連携の推進というのは、密接していて一体的だと考えてございますので、その理解で間違いございません。

○委員長

次に、機構と財団では、ガバナンスの違いがあるのではないかとの意見について、財団からお願いします。

○局長

財団では、評議員会において、それに対して機構では、常任理事会や理事会、この評価委員会においてガバナンスを決定しているというのが大きな違いでございます。

○西神戸医療センター

地域の医療機関からの御意見については、地域医療支援病院として、当院の地域医療室を中心に須磨区・垂水区・西区の3区で665機関との連携のなかで、システム連携協議会や平時の医師間連携を通じて、地域の医療機関からいただいております。今後も地域医療連携のシステム化の中で、いただいた御意見の取り入れ方について、工夫しながら行いたいと考えております。

例えば、地元の婦人会あるいは自治会等からの御要望については、財団の評議員を通じていただいておりますので、機構への移管後にどのように地域を含めたガバナンスを形成する必要があるか、今後、協議するべき事項であります。機構としてではなく、西神戸医療センターの病院の中で形成するべきであると、現状考えてございます。

また、3区の医師会から、機構への移管後も引き続き、連携していきましようと言っていていただいておりますので、病院としてシステム連携協議会を継続開催していきたいと思っております。

○委員長

移管後のガバナンスをどうするかについては、今後、十分に御議論いただけれ

ばと思いますので、次回以降にその他の人件費等の質問と合わせて、回答いただければと思います。

では、ほかにありますでしょうか。

○委員

第2期中期目標の変更については、特に問題無いと思います。先ほど議論になりましたが、西神戸医療センターは元々、地元との連携が強い病院でございます。また、中央市民病院や西市民病院も地域医療支援病院でございますので、地元の方の代表が委員となって開催する運営協議会の開催が義務づけられておりますので、地元の意見は十分その場でも聞けると思います。加えて、財団についてですが、神戸市医師会も出捐している等、非常に神戸市医師会と連携の強い病院でございます。当然、須磨・垂水・西の地元3区の医師会との連携は非常に強いところで、運営主体が変わりましても、病院機能のそのものにつきましては、今までよりも、さらに強化されると共に、機構に移管されても財団が行ってきた病院以外の地域連携等の事業は、病院事業そのものになると理解しています。

西神戸医療センターは、三木、明石も含めた神戸西地域の拠点病院ですので、この移管を機に、十分にメリットを取り入れていただきたいと考えております。

それがここまでの委員の意見を聞いて思ったところでは。

それから、欠席委員の意見にもありましたが、「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項、(3) 人材育成等における地域貢献」の項目にある臨床研修医の記載を専攻医に変更することについて、クレームがあったから変えるというのは、理由としては余りふさわしくないように思いますが、専攻医に記載を変更することには賛成です。この秋に厚労省が発表した臨床研修医のマッチングにおいても、中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センター3病院共に募集定員どおり入っておられて、非常に人気の高い研修病院であることが分かりますので、受け入れた臨床研修医、その後の専攻医の頑張りにどう応えていくかについては、

欠席委員の意見を参考にして今後の取り組み方を考えていただきたいと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○委員

本日は中期目標の変更の議論ですので、計画的な部分に対する発言は、後日にしたいと思います。中期目標については、大変よく作られていると思いますが、少し気になる点があります。これまでの2病院に1病院を追加するという今回の移管事業ですが、2病院に1病院を追加するといった書き方が比較的多いように感じます。もう少し、3病院一体化によるスケールメリットについて、記載があっても良いのではと思います。具体的には、一つの意見ではありますが、これからの数年間は、医療及び保健福祉も含めて、激変の時代だと思います。だからこそ、今回3病院になるスケールメリットが活かされるような、マネジメントやP D C Aについて目標の中で、市民にもよく分かるように記載していただければと思います。

もう一点申し上げさせていただきたいのが、激変する患者のニーズに対応するためにも、患者参加や市民参加についての観点でも目標があっても良いのではと思います。是非、御検討をいただきたいと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。

一巡いたしましたけれども、ほかにございますか。

特になければ、本日いただきました御意見を踏まえまして、第2期中期目標(案)を次回の委員会で提示していただきまして、委員会として意見をまとめたいと思います。それでは、資料5につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

はい、それでは、今後の評価委員会の開催について、御説明させていただきます。

す。「資料5」を御覧ください。

本日は、第28回ということで中期目標の変更についての一回目として、西神戸医療センターの概要・本文の説明・意見聴取を行いました。

次回の第29回は、11月27日（金）13：30より、神戸市役所1号館14階大会議室で予定しております。議題は、中期目標の変更についての二回目ということで、今回の御意見を踏まえた本文の説明と意見聴取を行ったうえで、中期目標に関する評価委員会の意見書をいただきたいと思っております。加えて、中期計画の変更について、本文の説明と意見聴取を行いたいと思っております。さらにこの日は、会議終了後に西神戸医療センターの視察を予定しておりますので、よろしく願いします。

その後、中期目標については、市民意見募集(11月下旬～予定)を経て、2月議会に上程、議決後に市長より機構に指示される予定です。

また、来年2月以降に第30回としまして、2回目の中期計画の変更についての意見聴取を行う予定にしております。ここで中期計画の内容を固めまして、それをもとに、西神戸医療センターを含めた3病院の年度計画を作成していくこととなります。ただ、中期計画には収支計画も含まれておりまして、これについては平成29年度予算も関係することから、来年度の予算編成時期でないとお示しすることができません。このため、平成28年7月～8月に平成27事業年度の評価を行った後の平成28年12月頃に、中期計画の変更についての3回目として、変更後の収支の見通しについて意見聴取を行う予定にしております。

ここでひとつ訂正ですが、第30回中期計画の変更について②の右側にございます「中期計画に関する評価委員会の意見書を提出」については、第33回中期計画の変更について③の時に提出いただくこととなりますので、この場をお借りして訂正させていただきます。なお、この意見書の提出後、中期計画については、平成29年の2月議会に上程、議決後に市長が認可する予定です。

しばらく評価委員会が続くこととなりますが、委員の皆様におかれましては、引き続きの御高配賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上、今後の予定について、御説明させていただきました。

○委員長

事務局から他に何かございますか。

○事務局

本日は、お忙しい中、御審議いただきありがとうございました。

議論いただきました「中期目標変更（案）」につきましては、案を修正の上、委員の皆様を確認させていただきます。

次第にもありますように、次回は、第29回評価委員会として、本日議論いただいた中期目標の変更及び、中期計画の変更について、御議論いただく予定としております。

日時は、平成27年11月27日（金）13：30～15：00、場所は、神戸市役所1号館14階大会議室を予定しております。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮ではございますが、何卒よろしく願います。

○委員長

はい、それではこれで第28回地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 午後2時29分